事業として行う株式等のリスク資産による資金運用等の状況について

分科会資料２－３

主務省	法人名（注1）	事業名（注1）	資金運用を行う規定	資金運用の状況〔百万円，%〕 運用資産残高（注3）（注4）	運用損益（注3）（注4）	利回り（注4）	運用方針等（注5）	評価委員会による評価の状況 関連する評価項目	評定	評定理由（注6）
外務省	国際交流基金	国際交流基金	国際交流基金法第15条第1項、第16条第2項	95,104	2,039（注7）	2.14%（注7）	○国際交流基金法第16条 ・通則法第47条を準用し、運用対象を制限（第1項）。 ・支払が外国通貨で行われる事業の実施に必要な財源を得ようとする場合は外貨建債券による運用を容認（第2項）。ただし、外貨による運用限度額については大臣が定める（第3項）。 ○大臣通知により、外貨建資産の種類及び運用限度額について指定がされている。 ○中期目標が、外貨建債券による運用を視野に入れつつ、原則、安全かつ有利な運用を要請。	予算・収支計画・資金計画及び財務内容の改善に関する事項	A	外貨建債券については、満期償還後も円転されることはなく、すぐに再投資される方針であり、決算評価時の外貨レートによる影響は実質的にはないことを確認した。資金運用については、外貨建送金が多いという基金の業務の特殊性を考慮しつつ、より効率的な運用を今後も検討する必要があろう。
厚生労働省	福祉医療機構	心身障害者扶養保険事業	福祉医療機構法第12条第5項	58,301	△2,106	△3.28%	○福祉医療機構法第12条第6項及び第7項が運用可能な金融商品を指定するとともに、金銭信託の契約内容については大臣認可を受けることとしている。 ○中期目標が、「市場動向を考慮し、中期目標期間中において、安全性を重視した運用に努めること」を要請。	心身障害者扶養保険事業	A	安全性重視した運用を行っている。A評価はベンチマークから行い、適正と判断した。
	勤労者退職金共済機構	一般の中小企業退職金共済事業	中小企業退職金共済法第77条及び第78条	3,503,041	△141,267	△2.95%	○中小企業退職金共済法第77条が通則法第47条を除外し運用対象を制限。 ○中期計画： ・「安全かつ効率を基本として実施するとともに、基本ポートフォリオの検証を行い、必要に応じその見直しを行う。」ことを要請。 ○「資産運用の基本方針（中退共）」（法人が策定） ・ 基本ポートフォリオ、ベンチマーク等について定めている。	健全な資産運用等	B	中退共給付経理の当期損失が1,413億円となっているが、ベンチマーク同等のパフォーマンスとなっており、概ね計画通りと評価できる。
		建設業退職金共済事業	同上	876,214（給付経理）36,288（特別給付経理）	△11,431（給付経理）△995（特別給付経理）	△0.56%（給付経理）△0.73%（特別給付経理）	○中小企業退職金共済法：同上 ○中期計画：同上 ○「資産運用の基本方針（建退共）」（法人が策定） ・ 基本ポートフォリオ、ベンチマーク等について定めている。			
		清酒製造業退職金共済事業	同上	6,349（給付経理）419（特別給付経理）	△39（給付経理）△3（特別給付経理）	△0.14%（給付経理）1.07%（特別給付経理）	○中小企業退職金共済法：同上 ○中期計画：同上 ○「資産運用の基本方針（清退共）」（法人が策定） ・ 基本ポートフォリオ、ベンチマーク等について定めている。			
		林業退職金共済事業	同上	13,638	39	0.97%	○中小企業退職金共済法：同上 ○中期計画：同上 ○「資産運用の基本方針（林退共）」（法人が策定） ・ 基本ポートフォリオ、ベンチマーク等について定めている。			
	年金積立金管理運用独立行政法人	厚生年金及び国民年金	・厚生年金保険法第79条の2、79条の3 ・国民年金法第75条、76条 ・年金積立金管理運用独立行政法人法第3条	91,307,300	△5,840,000	△6.41%	○厚生年金保険法第79条の2において、年金積立金の運用は、専ら被保険者のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うこととされている。また、同法第79条の3において、その運用は、厚生労働大臣が、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、積立金を寄託することにより行うこととされている。（国民年金法、年金積立金管理運用独立行政法人法にも同趣旨の記載） ○「関係法令（国民年金法、厚生年金保険法、年金積立金管理運用独立行政法人法等）」において、運用の目的・基本的考え方等を、「中期目標」において、運用の目標や積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項等を、「中期計画」及び「管理運用方針」（法人が策定）において、具体的な運用対象資産や基本ポートフォリオ、運用受託機関の選定及び評価等に関する事項、ベンチマーク等を定めている。	運用の基本的な考え方、運用の目標等	A	市場の運用結果を評価するための指標であるベンチマークで見ると、外国株式を除くそのほかの資産ではベンチマーク並の収益率が達成され、また資産全体でみてもベンチマークを上回る収益率が達成されており、厳しい投資環境である中、中期目標として確保することを求められているベンチマーク収益率を概ね確保できたことについては評価できる。 ただし、外国株式のアクティブ運用においては、直近3年・5年のいずれについても運用受託機関の大半がベンチマーク収益率を下回っている。これについては、平成18年度の評価の際にも指摘した事項であり、ベンチマークを超える運用結果が出せるよう、今後の見直しを求める。また、わずかながらベンチマーク収益率を下回っている国内債券については、国債のみを投資対象とするパッシブ運用を新たに開始するなどの対策が取られているが、収益率の向上に向けて更なる対応を期待したい。
農林水産省	農業者年金基金	農業者年金事業	農業者年金基金法第43条	113,983	△5,047	△4.73%	○農業者年金基金法第43条が、「安全かつ効率的」運用を要請。 ○農業者年金基金法施行令第9条が、運用可能な金融商品を制限。また、同施行令第11条が分散投資に努めるよう要請。 ○「年金給付等準備金運用の基本方針」（法人が策定） ・ 運用の目的、運用の目標（ベンチマークを含む）、資産構成（ポートフォリオを含む）、管理・運用組織、自家運用・外部運用の選択及び受託機関の選任、遵守事項について定めている。	第2－2 年金資産の安全かつ効率的な運用	A	年金資産の運用に当たっては、安全性・効率性を重視するとともに、被保険者等に対する適時適格な運用結果の情報提供等に引き続き努められたい。なお、経年による運用環境の変化に応じ、資産構成割合の見直しが適切に行われている。
経済産業省	中小企業基盤整備機構	小規模企業共済事業	・小規模企業共済法第25条 ・中小企業基盤整備機構法第25条	7,931,309	△95,138	△1.13%	○中小企業基盤整備機構法第25条第2項 ・通則法第47条を除外し運用対象を指定。 ○「小規模企業共済資産運用の基本方針」（法人が策定） ・ 基本的考え方（基本ポートフォリオを含む）、自家運用、委託運用（ベンチマークを含む）、生命保険資産による運用、有価証券信託による運用、運用管理体制について定めている。 ○「運用ガイドライン」（法人が策定） ・国内債券（簿価）、委託運用、有価証券運用信託について、各々策定。 ・投資対象資産、運用管理体制又は遵守事項、受託機関又は運用の評価等について定めている。	財務内容	B	不動産販売事業収入（産業用地）等の増をはじめとし、8勘定中、小規模企業共済勘定を除く7勘定については総利益を計上し、欠損金を承継した5勘定すべてにおいても着実な減少が見られた。

（注）
1. 個別法に基づき事業として行う資金運用であって、株式、外債等（時価又は為替相場の変動等により損失が生じる可能性がある有価証券等）で運用を行っているものについて取りまとめた。
2. 各法人の関連法令、中期目標、中期計画、平成19年度の資金運用に関する公表物、業務実績報告書及び府省評価委員会の評価書等に基づき作成。
3. 「資金運用の状況」のうち金額を示すものについては百万円未満を切捨てて表示している。
4. 「資金運用の状況」については、法人により運用資産、運用損益、利回りの算出方法及び運用資産残高の集計基準日等が異なるため、上記をもって法人間の資金運用業績を単純に比較することはできない。
5. 朱色の書体となっている箇所は、法人の外部からの要請等に関連するものである。
6. 「評定理由」欄については、当該評価項目において示されている評定理由について記載している。
7. 国際交流基金については、運用損益及び利回りの計算に為替差損益を含めていない。